

小松市監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき，定例監査を行ったので，同条第 9 項の規定により，その結果を別紙のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 27 日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 灰 田 昌 典

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 経済観光文化部 観光交流課, 国際都市推進課
- 2 監査実施日 平成 29 年 2 月 21 日
- 3 監査の範囲 平成 28 年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 灰田 昌典

5 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料, 関係する管理資料, 申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め, 事務局職員により, その内容の照合, 検算, 通査等の予備監査を行った。

また, 監査当日は, 経済観光文化部長ほか関係職員の同席の下, 課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに, 質疑を交わした。

6 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的, 合理的に行われているかを主眼として, 予算執行状況 (経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの), 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況, 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び過年度指摘事項の項目については, おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また, 細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については, 監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<観光交流課>

地域経済の活性化, 観光誘客の促進及びまちのブランド力アップを図るため, 本市の魅力を活かして, お旅まつりや今年度初の開催となった乗りものフェスティバルなどのイベント企画, イメージキャラクターの活用, 各種キャンペーンとの連携及び都市間交流による情報発信, 勧進帳ものがたり館や航空プラザなど観光施設の管理運営等, 多岐にわたる事業を実施している。また, 平成 28 年 4 月には『珠玉と歩む物語』小松～時の流れの中で磨き上げた石の文化～が日本遺産に認定され, 市の新たな観光資源として「珠玉と石の文化」が加わり, その取り組みも進めているところである。

観光施策は, その効果が数量的に把握しにくい面があるが, 内容を常に検証, フィードバックして, 新たな改善の方向を探ることが大切である。平成 27 年の交流人口は約 380 万人と, 少しずつ増加してきているとのことであるが, 限られた予算を有効に活用し, 社会状況の変化に柔軟に対応しながら, 観光客のニーズを捉えた事業が展開される

ことを期待したい。

<国際都市推進課>

国際都市推進課の目指す方向として「外国人住民支援」と「交流人口拡大」という二つの大きなテーマがある。本市は製造業を中心とした産業が集積した地域であり、少子高齢化が進む社会における労働力確保の観点からも、外国人労働者の受け入れは重要になると思われる。交流人口拡大に向けては、アジア地域との交流促進のため、シンガポール出身の国際交流員を平成 28 年度に新たに雇用している。また、台湾の箏楽団やインターンシップ生の受け入れなど、民間レベルでの交流も推進し、世界に向けて本市の魅力発信に努めている。

本市が運営交付金の交付や在住外国人支援事業の委託などを行っている小松市国際交流協会は、外国人住民を対象とした日本語教室の運営や相談窓口の設置といった生活支援のほか、国際交流や異文化理解のための活動を行っている。二つのテーマの目標を明確にし、市と協会が一体となって、その実現に向けた具体的な施策に取り組み、本市が目指す“北陸の際立ったまち「国際都市こまつ」”となるよう期待したい。

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 ふるさと共創部 市民協働課，はつらつ学習課
- 2 監査実施日 平成29年2月21日
- 3 監査の範囲 平成28年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 灰田 昌典

5 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，ふるさと共創部長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

6 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，予算執行状況（経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの），財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<市民協働課>

ア わがまち環境整備助成金制度は，平成23年度の制定以来，多くの町内会で運動場や公園など住民の憩いの場所の整備に活用され，地域住民の福祉向上に寄与している。平成28年度は，更に幅広い地域ニーズに対応するために制度改正を行い，従来の助成金の対象事業（Bコース）のほか，コミュニティ施設整備（Aコース），生活道路及び生活排水路整備（Cコース），バス待合所整備（Dコース）の4つのコースを設けて実施している。

この制度の特徴として，Bコースでは，運動場や公園のほか「住民福祉の向上に資する施設」も対象としており，地域ニーズへの柔軟な対応が可能となっている。反面，対象事業となるかどうかの判断基準が明確でなく，新たな案件が出てきた場合に判断に迷うことが生じてくる。事務手順や取扱基準を明確に定め，広く市民に公表した上で，公平・適正な制度運用に努められることを望むものであるが，困難な場合は，こ

れまでの実績を踏まえて、効果的な事業をある程度限定列挙することについても検討が必要ではないかと思われる。

イ 町内会が市保有の車両を無償で借り受け、地域のワゴン車運行事業を実施しているが、誰がどういう運転をしているのか、安全管理体制が適切に機能しているかを十分に把握し、事故防止に努めていただきたい。